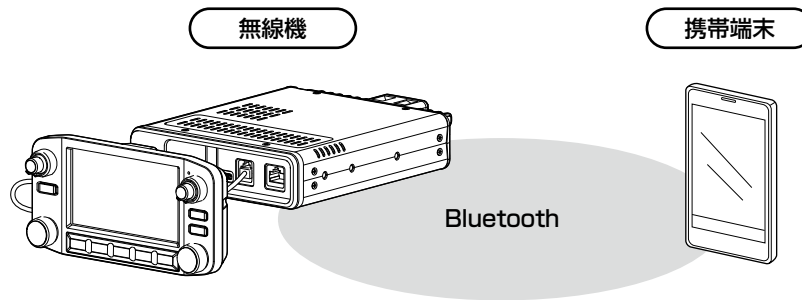


「専用線を利用したアマチュア局の無線設備の遠隔操作」について、当該工事設計書に添付する適合説明資料
(Bluetooth専用線)

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第____送信機
2. 送信機の名称 : ID-5200D
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : Bluetooth搭載の携帯端末にアイコム製Bluetoothリモートコントロールソフトウェアをインストールし運用する。
4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア局の遠隔操作について」の適合説明

(1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

Bluetoothの通信範囲において、携帯端末にてアイコム製Bluetoothリモートコントロールソフトウェアを使用することで、当該無線機にある一部機能の操作が可能となっており、免許人が常に無線設備を監視および制御でき、電波の発射の停止も確認できるものです。

なお、遠隔操作の障害に対しては、直ちに無線機本体での動作状況を確認し、必要に応じて免許人が電源断等の措置を図るものです。また、制御端末と無線機の伝送路(Bluetooth)は、リンクロスを検出した場合には、当該無線機は受信状態になる機能となっており、安全性も確保されているものです。

(2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

アイコム製Bluetoothリモートコントロールソフトウェアの使用による無線設備の遠隔操作は、ペアリングという接続認証を採用しており、操作部において他人がアクセスできないようにセキュリティ管理を行なっているもので、免許人以外の者が操作できないように措置しているものです。

(3) 連絡線は、専用線であること。

Bluetooth通信による専用線です。

(4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射の停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

Bluetooth通信で最大到達距離が10mであるため、該当しないものです。